

令和5年4月7日

第六管区海上保安本部

【目次】

第162項	瀬戸内海	小豆島北方	海上作業
第163項	瀬戸内海	高松港北東方、大島西岸	暗岩存在
第164項	瀬戸内海	水島港	深浅測量
第165項	瀬戸内海	福山港	浮棧橋設置等
第166項	瀬戸内海	呉港付近、音戸ノ瀬戸	浮棧橋撤去作業
第167項	瀬戸内海	広島港、第3区	環境調査
第168項	瀬戸内海	周防灘、鼻線瀬戸	潜水作業
第169項	瀬戸内海	徳山下松港、第1区及び第2区	航泊禁止区域解除等
お知らせ	G7広島サミット開催に伴う海上警備に関するお願い		

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

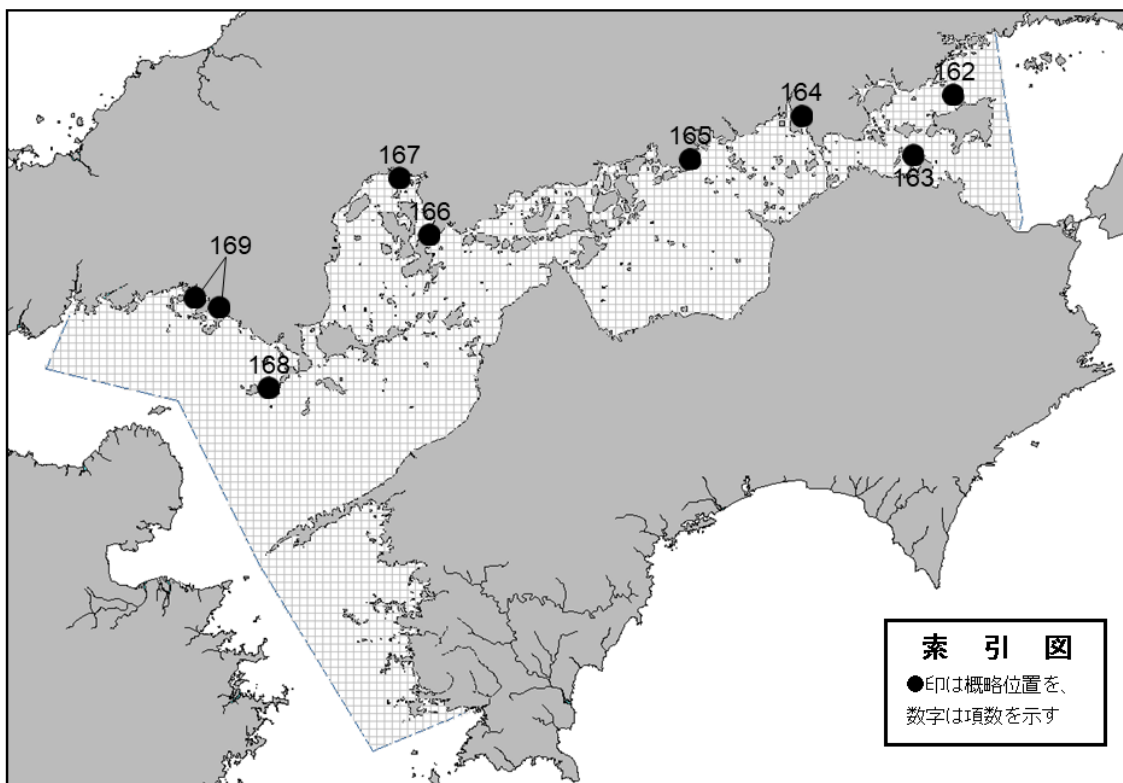
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

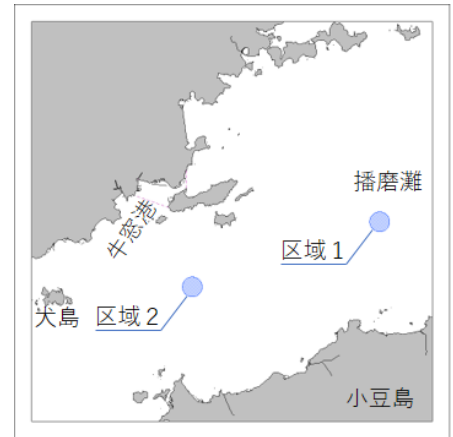
航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

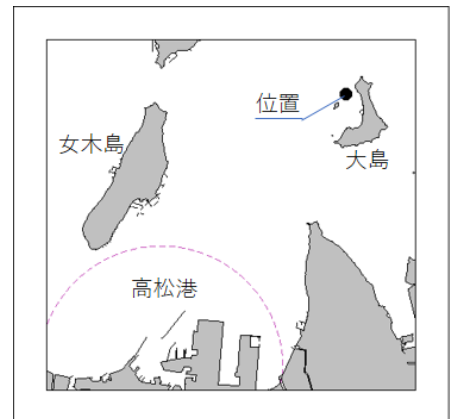


～ 海の事件・事故は 118番へ ～

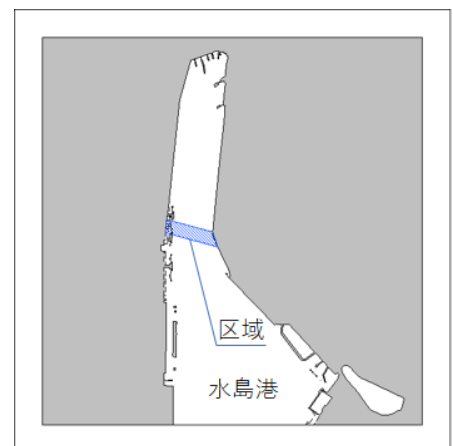
★5年162項 瀬戸内海 — 小豆島北方 海上作業  
 期間 令和5年4月11日(予備日12日~25日)の日出~日没  
 区域1 34-35.9N 134-16.8Eの地点を中心とする  
 半径500mの円内  
 区域2 34-34.1N 134-10.7Eの地点を中心とする  
 半径500mの円内  
 備考 (1) 海底の異物の搜索作業  
 (2) 潜水作業を伴う  
 (3) 警戒船を配置  
 海図 W1114-W150B-W106-JP106-  
 W153-JP153-W100A  
 出所 第六管区海上保安本部



★5年163項 瀬戸内海 — 高松港北東方、大島西岸 暗岩存在  
 六管区水路通報5年13号152項削除  
 位置 34-24-39N 134-06-06E  
 海図 W137A-JP137A  
 出所 第六管区海上保安本部



★5年164項 瀬戸内海 — 水島港 深浅測量  
 期間 令和5年4月25日~30日の内1日の0800~日没  
 区域 (1)、(2)を結ぶ線、(3)、(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域  
 (1) 34-31-06N 133-44-12E(岸線上)  
 (2) 34-31-04N 133-44-21E  
 (3) 34-31-02N 133-44-22E  
 (4) 34-31-04N 133-44-12E(岸線上)  
 備考 警戒船を配置  
 海図 W1127A-JP1127A  
 出所 水島港長



★5年165項 瀬戸内海 — 福山港 浮棧橋設置等

1. 浮棧橋設置

区域1 2地点を結ぶ線を中心とする幅約18mの区域

(1) 34-23-45.8N 133-22-54.0E

(2) 34-23-45.7N 133-22-52.5E(岸線上)

区域2 2地点を結ぶ線を中心とする幅約10mの区域

(1) 34-23-43.6N 133-22-55.8E

(2) 34-23-43.5N 133-22-52.5E(岸線上)

2. 浮きドック設置

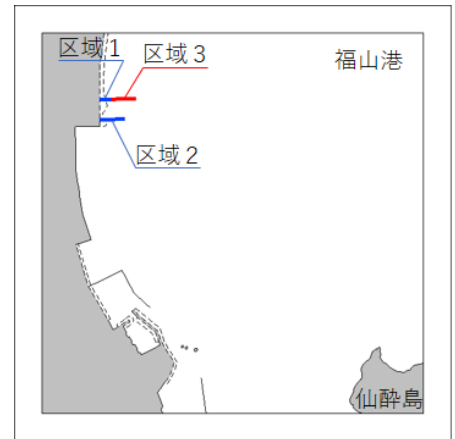
区域3 2地点を結ぶ線を中心とする幅約23mの区域

(1) 34-23-45.9N 133-22-57.4E

(2) 34-23-45.8N 133-22-54.0E(区域1浮棧橋先端)

海 図 W1137-JP1137

出 所 第六管区海上保安本部



★5年166項 瀬戸内海 — 呉港付近、音戸ノ瀬戸 浮棧橋撤去作業

期 間 令和5年4月15日～30日の内1日の日出～日没

区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-11-47N 132-32-20E(岸線上)

(2) 34-11-48N 132-32-18E

(3) 34-11-51N 132-32-20E

(4) 34-11-50N 132-32-22E(岸線上)

備 考 (1) 作業船のアンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に浮標を設置

(2) 潜水作業を伴う

(3) 警戒船を配置

海 図 W1109-JP1109

出 所 第六管区海上保安本部



★5年167項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 環境調査

期 間 令和5年4月24日～5月2日の内1日の日出～日没

区 域 3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-20-31N 132-26-28E(岸線角)

(2) 34-20-34N 132-26-14E

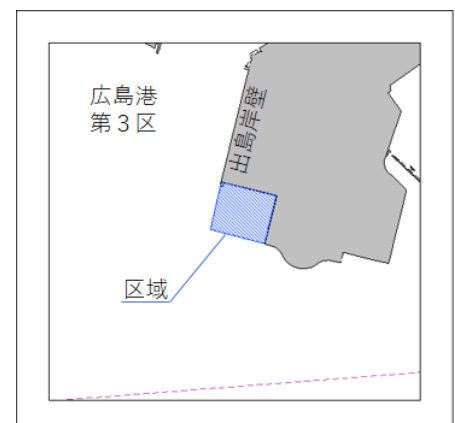
(3) 34-20-44N 132-26-17E(岸線角)

備 考 (1) 潜水作業を伴う

(2) 警戒船を配置

海 図 W1112A-JP1112A

出 所 広島港長



★5年168項 瀬戸内海 — 周防灘、鼻線瀬戸 潜水作業

期 間 令和5年4月26日～6月27日の内2日間の日出～日没

区 域 4地点により囲まれる区域(陸域を除く)

(1) 33-47-17N 132-01-33E

(2) 33-47-03N 132-01-38E

(3) 33-46-54N 132-01-12E

(4) 33-47-10N 132-01-05E

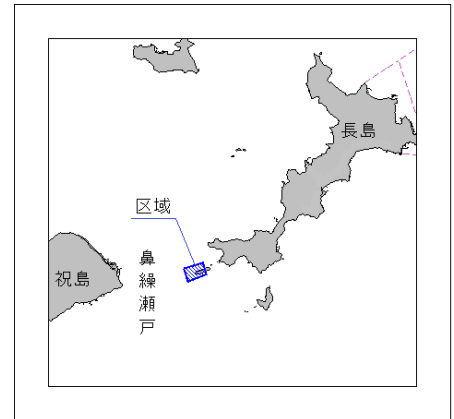
備 考 (1) 海底波高計の補修作業

(2) 区域を黄色灯付浮標で明示

(3) 警戒船を配置

海 図 W163-W140

出 所 第六管区海上保安本部



★5年169項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第1区及び第2区 航泊禁止区域解除等

六管区水路通報5年12号150項削除

1. 航泊禁止区域解除

区域1 付図のとおり

備 考 令和5年3月23日港長公示第3号による徳山下松港

第1区晴海ふ頭地先海域における航泊禁止は、  
令和5年4月5日午後3時をもって解除された

2. 海上作業中止

期 間 令和5年4月11日、12日(予備日13日～30日)  
の日出～日没

区域2 付図のとおり

備 考 上記期間及び区域での海上作業は中止された

海 図 W1106-JP1106-W1133A-

JP1133A-W126-JP126

出 所 徳山下松港長公示第4号(令和5年4月5日)、

徳山下松港長





